



平成 21 年 2 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 フジタ
代表者名 代表取締役社長 上田 卓司
(コード番号 1725 東証第 2 部)
問合せ先 経理部長 公文 正純
(TEL. 03-3402-1911)

当社の完全子会社化のための定款一部変更等および 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 19 日開催の取締役会において、「株券の電子化に伴う定款一部変更の件」、「当社の完全子会社化のための定款一部変更の件」、「全部取得条項付普通株式の取得の件」および「基準日に係る定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 25 日開催予定の臨時株主総会に付議すること、ならびに「当社の完全子会社化のための定款一部変更の件」を同日開催予定の普通株主様による種類株主総会および C 種優先株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

「当社の完全子会社化のための定款一部変更の件」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認可決された場合、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 3 月 26 日から平成 21 年 4 月 25 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 4 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件(1)）

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の規定により、株券を発行する旨の定款の定め（現行定款第 6 条）を廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされ、現行定款の株券に関する定め（現行定款第 7 条第 2 項、附則第 1 条第 (2) 号④）は無効となっております。また、決済合理化法第 2 条の規定により「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことにより、「実質株主」および「実質株主名簿」の定め（現行定款第 8 条、第 11 条第 3 項）も無効となっております。定款一部変更の件(1)は、以上のような決済合理化法の施行に伴う定款の文言の形式的な変更を行うものです。

また、上記変更にあわせ、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、現行の定款を変更するものであります。

なお、定款一部変更の件(1)にかかる定款変更は、定款一部変更の件(1)が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、C種優先株式につき20株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、C種優先株式につき20株とする。 (削 除)
第8条 当社の株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)
第9条ないし第10条 (省 略)	第8条ないし第9条 (現行どおり)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第12条 当社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当率を乗じて算出した額とする。	第11条 当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当率を乗じて算出した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>C種優先株式の配当年率 =日本円T I B O R (6 ヶ月物) +450bp なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (省 略) 3 (省 略) 4 当社は、第55条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。 5 当社は、第55条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。後者の計算にあたっては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。</p>	<p>C種優先株式の配当年率 =日本円T I B O R (6 ヶ月物) +450bp なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、第54条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。 5 当社は、第54条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。後者の計算にあたっては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。</p>
<p>第13条ないし第23条 (省 略)</p>	<p>第12条ないし第22条 (現行どおり)</p>
<p>第24条 第20条ないし第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第18条および第19条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>第23条 第19条ないし第22条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第17条および第18条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第25条ないし第56条 (省 略)</p>	<p>第24条ないし第55条 (現行どおり)</p>
<p>附則 第1条 C種優先株主は、下記(1)で定める期間中、下記(2)で定める条件で、当社に対し、C種優先株主が有するC種優先株式を取得し、これと引き換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略) ① (省 略)</p>	<p>附則 第1条 C種優先株主は、下記(1)で定める期間中、下記(2)で定める条件で、当社に対し、C種優先株主が有するC種優先株式を取得し、これと引き換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) ① (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
② (省 略)	② (現行どおり)
③ (省 略)	③ (現行どおり)
④ <u>転換の効力は、転換請求書およびC種優先株式の株券が当会社に到着した時に発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されない時は、株券の提出を要しない。</u>	(削 除)

II. 当社の完全子会社化のための定款一部変更の件（定款一部変更の件(2)）

1. 変更の理由

平成20年11月18日付当社プレスリリース「非上場の親会社である有限会社フジタ・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社である有限会社フジタ・ホールディングスは、平成20年9月26日から当社普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、有限会社フジタ・ホールディングスは、平成21年2月2日現在、当社普通株式27,268,617株を保有し、その議決権の数は272,686個となり、これは同日付の総株主の議決権の数297,456個の約91.7%（同日付の当社の発行済株式総数30,463,619株から、当社が同日付で保有する自己株式数199,750株および同日付の単元未満株式数518,269株を控除した株式数29,745,600株にかかる議決権数297,456個を基準に算出しています。）となります。

有限会社フジタ・ホールディングスは、本公開買付けにかかる公開買付け届出書において表明しておりますとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

また、当社といたしましても、平成20年9月25日付当社プレスリリース「当社の親会社である有限会社フジタ・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が有限会社フジタ・ホールディングスの完全子会社となることにより、事業領域の更なる選択と集中の実践や経営環境に即した柔軟な組織改革等の経営改革を、迅速かつ機動的に実行すること、有限会社フジタ・ホールディングスと同一グループに属するワールドマン・サクスの戦略的パートナーシップを構築し、更なる協同を進めることが、当社の企業価値の向上に資すると判断しております。また、当社は、当社の歪な資本構成を再構築するためには、有限会社フジタ・ホールディングスの完全子会社となったうえで、かかる資本構成を再構築することが、企業価値の極大化に資するものであり、有限会社フジタ・ホールディングスの完全子会社となる当社にとって最善であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法により、有限会社フジタ・ホールディングスの完全子会社となることといたしました（以下、①および②を総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ①当社の定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します。また、全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得の対価となるD種優先株式を発行する旨の定めを新設します。
- ②会社法第171条第1項および上記①による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様（ただし、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社のD種優先株式を交付します。

会社法第171条および本定款一部変更等のうち①による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、有限会社フジタ・ホールディングスを除く全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社D種優先株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する当社D種優先株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する株式を、法令の定めに従って必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社D種優先株式を有限会社フジタ・ホールディングスに売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社D種優先株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社D種優先株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に金200円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格とすることを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件(2)は、本定款一部変更等のうち①として、定款一部変更の件(1)および下記「IV. 基準日に係る定款一部変更の件」(定款一部変更の件(3))にかかる変更後の当社定款（なお、定款一部変更の件(3)にかかる定款変更の効力は、定款一部変更の件(3)が承認可決された時点で、定款一部変更の件(2)、定款一部変更の件(2)と同内容の普通株主様による種類株主総会議案およびC種優先株主様による種類株主総会議案、ならびに全部取得条項付普通株式の取得の件のご承認が得られることを条件として効力を生ずるものです。）を追加変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付し、これを全部取得条項付普通株式とする旨の規定、ならびに、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価とするためのD種優先株式の規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

定款一部変更の件(2)が承認可決され、定款一部変更の件(2)による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式はすべて全部取得条項付普通株式となります。また、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決された場合、当社は全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等のうち②）、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主様に割り当てるD種優先株式の数は、有限会社フジタ・ホールディングス以外の全部取得条項付普通株主様に対して当社が割り当てるD種優先株式の数が1株未満の端数となるように、2,726,000分の1株としております。

なお、定款一部変更の件(2)、全部取得条項付普通株式の取得の件、ならびに定款一部変更の件(2)と同内容の普通株主様による種類株主総会議案およびC種優先株主様による種類株主総会議案が承認可決された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなるため、当社普通株式は上場廃止となる予定です。一方、上場廃止後は、C種優先株式の転換価額の調整式で使用する「時価」を、当社定款附則第1条第(2)号②ホ.に基づき東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値から導き出すことができなくなります。そこで、上場廃止により当社の普通株式につき東京証券取引所における売買等が行われなくなった場合は、取締役会が公正価額として定めた額をかかる「時価」とできるよう定款の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。定款一部変更の件(1)および定款一部変更の件(3)にかかる変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件(2)にかかる定款変更の効力発生は、普通株主様による種類株主総会およびC種優先株主様による種類株主総会において定款一部変更の件(2)と同内容の議案のご承認が得られること、ならびに全部取得条項付普通株式の取得の件のご承認が得られることを条件といたします。

また、定款一部変更の件(2)にかかる定款変更の効力発生日は、平成21年5月8日といたします。

(下線部分に変更箇所)

定款一部変更の件(1)および 定款一部変更の件(3)にかかる変更後の定款	追加変更案
<p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、545百万株とする。このうち500,555,555株は普通株式、44,444,445株はC種優先株式とする。</p>	<p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、545百万株とする。このうち500,555,515株は普通株式の発行可能種類株式総数、44,444,445株はC種優先株式の発行可能種類株式総数、40株はD種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</p>
<p>第6条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、C種優先株式につき20株とする。</p>	<p>第6条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株、C種優先株式につき20株、D種優先株式につき1株とする。</p>
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>第11条 当会社は、第53条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当年率を乗じて算出した額とする。</p> <p>C種優先株式の配当年率 $= \text{日本円TIBOR（6ヶ月物）} + 450\text{bp}$ なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 C種優先配当が行われた後に剰余金の残余があり、これについて剰余金の配当を行うとき</p>	<p>第2章の2 C種優先株式</p> <p>第11条 当会社は、第53条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）およびD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当年率を乗じて算出した額とする。</p> <p>C種優先株式の配当年率 $= \text{日本円TIBOR（6ヶ月物）} + 450\text{bp}$ なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 C種優先配当が行われた後に剰余金の残余があり、これについて剰余金の配当を行うとき</p>

定款一部変更の件(1)および 定款一部変更の件(3)にかかる変更後の定款	追加変更案
<p>は、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行うものとする。後者の計算にあたっては、C種優先株式を転換（取得と引き換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。）することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。</p> <p>4 当社は、第53条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。</p> <p>5 当社は、第53条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。後者の計算にあたっては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。</p>	<p>は、普通株主または普通登録株式質権者、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者およびD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行うものとする。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対するかかる剰余金の配当の計算にあたっては、C種優先株式を転換（取得と引き換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。）することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。普通株式1株当りの剰余金の配当の額とD種優先株式1株当りの剰余金の配当の額は同額とする。</p> <p>4 当社は、第53条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。</p> <p>5 当社は、第53条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者およびD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対するかかる剰余金の配当の計算にあたっては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。普通株式1株当りの剰余金の配当の額とD種優先株式1株当りの剰余金の配当の額は同額とする。</p>
<p>第12条 当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき発行価額と同額（以下「優先分配額」という。）を支払う。優先分配額を超えて残余財産を分配するときは、優先分配額の支払いの後、C種優先株式が全て転換されたとした場合に取得される普通株式数を基礎として、普通株式と同順位でC種優先</p>	<p>第12条 当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者およびD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき発行価額と同額（以下「C種優先分配額」という。）を支払う。C種優先分配額およびD種優先分配額（第15条の2で定義される。以下同じ。）を超えて残余財産を分配するときは、C種優先分配</p>

定款一部変更の件(1)および 定款一部変更の件(3)にかかる変更後の定款	追加変更案
<p>株式に対して追加の残余財産の分配を行うものとする。</p> <p>なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合の優先分配額の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p>	<p>額およびD種優先分配額の支払いの後、C種優先株式が全て転換されたとした場合に取得される普通株式数を基礎として、普通株式およびD種優先株式と同順位でC種優先株式に対して追加の残余財産の分配を行うものとする。普通株式1株当りの追加の残余財産の分配の額とD種優先株式1株当りの追加の残余財産の分配の額は同額とする。</p> <p>なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先分配額の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p>
<p>第14条 当社は、優先株式には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p>	<p>第14条 当社は、<u>C種優先株式</u>には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2章の3 <u>D種優先株式</u></p> <p>第15条の2 <u>当社は、C種優先分配額を超えて当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の支払いの後、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、1円（以下「D種優先分配額」という。）を支払う。C種優先分配額およびD種優先分配額を超えて残余財産を分配するときは、C種優先分配額およびD種優先分配額の支払いの後、C種優先株式が全て転換されたとした場合に取得される普通株式数を基礎として、普通株式およびC種優先株式と同順位でD種優先株式に対して追加の残余財産の分配を行うものとする。普通株式1株当りの追加の残余財産の分配の額とD種優先株式1株当りの追加の残余財産の分配の額は同額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2章の4 <u>普通株式</u></p> <p>第15条の3 <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得で</u></p>

定款一部変更の件(1)および 定款一部変更の件(3)にかかる変更後の定款	追加変更案
	<u>きるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきD種優先株式を2,726,000分の1株の割合をもって交付する。</u>
<p>附則 第1条 C種優先株主は、下記(1)で定める期間中、下記(2)で定める条件で、当社に対し、C種優先株主が有するC種優先株式を取得し、これと引き換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略) ① (省 略) ② (省 略) イ. (省 略) ロ. (省 略) ハ. (省 略) ニ. (省 略)</p> <p>ホ. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ.(ロ)ただし書の場合は株主への割当てにかかる基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>ヘ. (省 略) ト. (省 略) ③ (省 略)</p>	<p>附則 第1条 C種優先株主は、下記(1)で定める期間中、下記(2)で定める条件で、当社に対し、C種優先株主が有するC種優先株式を取得し、これと引き換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) ① (現行どおり) ② (現行どおり) イ. (現行どおり) ロ. (現行どおり) ハ. (現行どおり) ニ. (現行どおり)</p> <p>ホ. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ.(ロ)ただし書の場合は株主への割当てにかかる基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(当社普通株式につき株式会社東京証券取引所における売買等が行われなくなった場合は、当該日における普通株式の公正価額として取締役会が定めた額)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>ヘ. (現行どおり) ト. (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「Ⅱ. 1. 変更の理由」においてご説明申し上げておりますとおり、当社は、定款一部変更の件(2)に記載の本定款一部変更等により、当社が有限会社フジタ・ホールディングスの完全子会社となるのが当社にとって最善であると判断いたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本定款一部変更等のうち②を実施するものであります。

具体的には、会社法第171条および定款一部変更の件(2)にかかる変更後の定款に基づき、株主総会

の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件(2)における変更後の定款により設けられる当社D種優先株式を割り当ててのものです。

全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合、有限会社フジタ・ホールディングスを除く全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社D種優先株式は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる当社D種優先株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも下記の売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割り当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数のD種優先株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て有限会社フジタ・ホールディングスに売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社D種優先株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に金200円(本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格とすることを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

当社は、取得日(以下(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主様の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、これと引換えに、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社D種優先株式を2,726,000分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年5月8日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件(2)にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、その効力を生ずるものであります。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

IV. 基準日に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(3))

1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款一部変更の件(1)にかかる変更後の定款第17条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、定款一部変更の件(2)および全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決され、平成21年5月8日(予定)をもって全部取得条項付普通株式の取得を実施いたしますと、当社の株主は親会社である有限会社フジタ・ホールディングス1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日の定めは廃止することとし、定款一部変更の件(1)にかかる変更後の定款第17条を削除するほか、所要の変更を行うものであります。

また、上記変更にあわせ、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。定款一部変更の件(1)にかかる変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件(3)にかかる定款変更の効力発生は、定款一部変更の件(2)のご承認が得られること、普通株主様による種類株主総会およびC種優先株主様による種類株主総会において定款一部変更の件(2)と同内容の議案のご承認が得られること、ならびに全部取得条項付普通株式の取得の件のご承認が得られることを条件といたします。

また、定款一部変更の件(3)にかかる定款一部変更は、定款一部変更の件(3)が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(下線部分は変更箇所)

定款一部変更の件(1)にかかる変更後の定款	追加変更案
<p>第11条 当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当年率を乗じて算出した額とする。</p> <p>C種優先株式の配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物）+450bp なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (省 略) 3 (省 略)</p> <p>4 当社は、第54条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。</p> <p>5 当社は、第54条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。後者の計算にあつ</p>	<p>第11条 当社は、第53条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、発行に際して取締役会で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行うものとする。ただし、C種優先配当については、1株につきC種優先株式の発行価額に事業年度ごとに次に定める配当年率を乗じて算出した額とする。</p> <p>C種優先株式の配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物）+450bp なお、C種優先株式について株式の併合または分割が実施された場合のC種優先配当の計算にあたり、C種優先株式の1株の発行価額は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{併合・分割前のC種優先株式数}}{\text{併合・分割後のC種優先株式数}}$</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第53条第2項に定める中間配当を行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当の2分の1を上限として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当（以下「C種優先中間配当」という。）を行うものとする。</p> <p>5 当社は、第53条第3項に定める剰余金の配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、同順位で同額の剰余金の配当を行なうものとする。後者の計算にあつ</p>

定款一部変更の件(1)にかかる変更後の定款	追加変更案
ては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。	ては、C種優先株式を転換することによって取得する普通株式数に、既存の普通株式1株当りの剰余金の配当の額を乗じて算出する。
<u>第17条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	(削 除)
第18条ないし第22条 (省 略)	第17条ないし第21条 (現行どおり)
第23条 第19条ないし第22条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第17条および第18条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。	第22条 第18条ないし第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第17条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
第24条ないし第55条 (省 略)	第23条ないし第54条 (現行どおり)

V. 日程 (予定)

臨時株主総会ならびに普通株主様およびC種優先株主様による種類株主総会開催日	平成 21 年 3 月 25 日 (水)
定款一部変更の件(1)および(3)にかかる定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 25 日 (水)
整理銘柄への指定	平成 21 年 3 月 26 日 (木)
定款変更に関する通知公告	平成 21 年 3 月 26 日 (木)
全部取得条項付普通株式全部の取得に関する基準日設定に関する通知公告	平成 21 年 3 月 26 日 (木)
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 4 月 24 日 (金)
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 4 月 26 日 (日)
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日	平成 21 年 5 月 7 日 (木)
定款一部変更の件(2)にかかる定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびD種優先株式交付の効力発生日	平成 21 年 5 月 8 日 (金)

以 上